

令和4年度森林・林業懇談会

と き：令和4年12月22日（木）14時～

と ころ：瑞浪市文化センター3階講堂

1 あいさつ

2 座長選出

3 懇談事項

瑞浪市森林整備計画に関すること

4 その他

① 森林・環境譲与税の活用事例等について（東濃森林管理署）

② 主伐・再造林の取組事例について（東濃農林事務所）

③ 林野火災について（瑞浪市経済部農林課）

④ 森林経営管理制度基本方針について（瑞浪市経済部農林課）

令和4年度森林・林業懇談会 出席者名簿 (敬称略)

○生産森林組合

上小田生産森林組合	組合長理事	伊藤 猛司
月吉生産森林組合	組合長	奥村 芳政
山野内生産森林組合	組合長	安藤 誠
大湫生産森林組合	理 事	棚橋 雅美
市原生産森林組合	組合長	水野 人実
奥名生産森林組合	組合長	遠山 幸夫
木ノ暮生産森林組合	組合長	加藤 詠一

○協同組合

小里消費生活協同組合	理事長	井篁 正人
	事務局	山本 孝雄

○財産区

日吉財産区	議員	酒井 好博
釜戸財産区	議長	藤田 信
大湫財産区	議長	棚橋 雅美

○林業関係者

陶都森林組合	課長	青山 健
	技師	石河 潤

○木材産業関係者

有限会社 釜戸ソーミル	代表取締役	桐井 茂和
-------------	-------	-------

○行政

東濃森林管理署	森林技術指導官	村井 千秋	
東濃農林事務所林業課	林務係長	池戸 好明	
	係長(林業普及指導員)	大重 隆太郎	
瑞浪市経済部	農林課	部長	鈴木 創造
		課長	市原 憲
		係長	浅井 和美
		主事	小出 哲也

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞浪市の森林保全及び林業振興に関し、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市森林・林業懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市長が懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 森林保全及び林業振興に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、森林及び林業の施策に関すること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 森林組合の代表者
- (2) 生産森林組合の代表者
- (3) 財産区の代表者
- (4) 林業関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第5条に規定する開催期間中継続して懇談会への参加を依頼するものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会の会議（以下「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、農林課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。